

2019年8月5日

第1672号(週刊)

# 春日井民商だより

春日井民主商工会発行

TEL 0568-81-1482

FAX 0568-81-9756

http://kasugaiminsyo.st1.jp



## 税務調査の相談が増えています

# 税務署から連絡が来たら、迷わず民商に相談を!

### 税務調査の相談で1名が入会!

7月は税務署の人事異動の季節です。例年、この時期に税務調査が本格化します。

春日井民商でも、7月に入り税務調査の相談が寄せられており、1名が入会しています。

舞踊教室を営むOさんは、税務署から調査をしたい旨電話で連絡があり、知合いの民商の役員を通して民商に相談。具体的な調査日程や対策会議はこれからですが、民商に入会となりました。

また、無申告で税務署から「お尋ね」文書が来たという会外の方からも相談があり、近日中に事務所に来所する予定です。

一つでも欠けると適正手続きを欠いた違法調査となります。

### 「事前通知の11項目」

- ① 実地調査を行う旨
- ② 実地調査を行う日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 調査の相手(納税者)の氏名および住所
- ⑨ 調査担当職員の氏名および所属
- ⑩ ②と③は変更可能であること
- ⑪ ④～⑦で通知されなかった事項についても、非違が疑われる場合には、質問検査などを行うことができること

※税務署からの突然の臨店や電話に対しては必ずメモをしておきましょう

※班長や支部長にすぐ連絡し、対策会議を開きましょう

### もし税務調査の連絡が来たら?

一人で悩まず役員または事務所に相談を

電話で事前通知があったら、相手の氏名と所属部署を確認し、「都合が悪いので、こちらから日程を連絡する」といって電話を切り、すぐに民商役員または事務所まで連絡しましょう。税務調査はあくまで任意で、納税者の同意が前提なので、こちらの都合で日程を延期することもできます。

国税通則法の改正により、左記11項目の事前通知が義務化されました。11項目のうち一つでも欠ける調査は違法調査ですので、必ず確認しましょう。

民商では、支部役員や班で「対策会議」を開き、税務署への対応をよく相談してから調査に臨んでいます。また、人権無視の調査が行われないよう、調査時には仲間が立ち会っています。

税務調査になったら、一人で悩まずに相談しましょう。

## お知らせ

8月13日(火)から8月15日(木)までは夏期休業です。

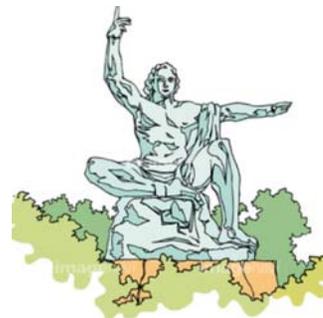
なお、8月12日(月)は山の日のため、8月10日(土)から15日(木)まで事務所は休業です。

また、8月27日(火)は全県事務局員学習会参加のため事務局は不在です。

## 猛暑です。熱中症・労災に気をつけよう!

梅雨明けが発表され、全国的に猛暑が続いており、熱中症で緊急搬送される方も急増しています。十分な水分補給とこまめな休憩で、熱中症を予防しましょう。暑さで集中力が落ちると、思わぬケガの元にもなります。猛暑だった去年は、労災事故が相次ぎました。事故に遭ってからでは遅いので、もし労災保険に未加入の方がいたら、必ず加入しましょう。

## 原水禁カンパにご協力をお願いします!



8月7～9日に長崎で開催される原水爆禁止世界大会に、昨年に引き続き春日井民商婦人部の役員2名が参加しますので、参加費用等のカンパにご協力をお願いします。

残りわずかになりました。購入はお早めに! 値段は今年もすえおきです!

## 小豆島のそうめん

1.8kg 2,200円

毎月15日までの会費納入にご協力をお願いします。 会計 山崎孝亀